

2 情 個 査 答 申 第 1 号
令 和 2 年 7 月 6 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小野里 光広

亀岡市情報公開条例第17条第1項に基づく諮問について（答申）

令和2年3月13日付け1総第1475号で諮問の事案について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

(第1号(健康福祉部健康増進課)関係)

第1 審査会の結論

亀岡市長(以下、「実施機関」という。)が、平成30年1月15日付け連絡・報告書を部分開示(来所者の氏名と職位を不開示、それ以外については開示)とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

令和元年8月30日、審査請求人は、亀岡市情報公開条例(平成12年7月5日条例第32号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「亀岡市路上喫煙の規制に関する条例の制定及び路上喫煙禁止区域の指定についての過程におけるたばこ関連事業者との接触に係る文書」の開示請求を行った。

令和元年9月13日、実施機関は、上記開示請求に対し、平成30年1月15日付け連絡・報告書中の「来所者の氏名・職位」を除き、その他を開示する部分開示決定(以下、「本件処分」という。)を行い、同日、部分開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。

令和元年12月14日、審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が不開示とした「来所者の氏名・職位」(以下、「本件不開示情報」という。)について、開示しないことと決定した部分を取り消し、開示するとの決定を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件不開示情報を不開示とする部分を取り消し、開示するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- ①実施機関は開示しない理由を条例第7条第2号に該当するとしたが、ただし書きア及びイに該当するため、開示しないとした処分は不当である。
- ②WHO たばこ規制枠組条約第5条3項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」(以下、「ガイドライン」という。)が実施機関には適用される。
- ③ガイドラインの勧告2.2には「たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、

当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。」とある。また、実施機関は、ガイドラインの原則 2 に基づき、たばこ関連事業者と交渉するときは、説明責任を果たし透明性を保つべきである。

④ 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例は、その目的に「市民等の健康の保持」を含むことからたばこ規制に関する公衆衛生政策といえる。当該連絡・報告書はその策定過程におけるたばこ関連事業者との接触の際に作成された文書である。

⑤ したがって来所者の氏名・職位は、ただし書き「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。また透明性を保証することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護するのであるから、ただし書き「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当する。

第 4 実施機関の弁明要旨

実施機関の弁明は、弁明書および口頭による陳述によれば、概ね次のとおりである。

① 「当該連絡・報告書に係る来所者の氏名及び職位」を開示しないこととした理由は、条例第 7 条第 2 号の規定に基づき、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報であるためである。

② 「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版>（平成 28 年 4 月発行、編集 亀岡市総務部総務課、発行 亀岡市）」において、条例第 7 条第 2 号に基づく開示をしないことができる「個人に関する情報」は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

③ 個人の尊厳と基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できるような情報が記載されている公文書を原則として不開示としていることから、本件の「来所者の氏名及び職位」は開示しないことができる情報に該当する。

第 5 審査会の審議経過

当審査会は、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 3 月 13 日 諮問書の受理
- ② 令和 2 年 3 月 24 日 本件対象文書の見分及び審議
- ③ 令和 2 年 6 月 23 日 審議

第6 審査会の判断

1 本件の検討

(1) 条例第7条第2号該当性について

審査請求書によれば、審査請求人は、本件不開示情報が、条例第7条第2号に該当することを前提に、条例第7条第2号ただし書きア及びイに該当する、と主張していると解される。

当審査会も、戸籍的事項に関する情報としての「来所者の氏名」、また、職業、職歴に関する情報としての「来所者の職位」は、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2号ただし書き該当性について

そこで、条例第7条第2号ただし書き該当性について検討するに、審査請求人は、ガイドラインの原則2及び勧告2.2によって、「来所者の氏名・職位」がただし書き「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張する。

しかしながら、ガイドラインは、締約国に対し、勧告を行っているものでありこれに基づいて、「来所者の氏名・職位」が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。また、「来所者の氏名・職位」が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するともいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件処分については、冒頭に記載の結論のとおり判断した。

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会

| | |
|-----|---------|
| 会 長 | 小野里 光 広 |
| 副会長 | 山 田 智 久 |
| 委 員 | 右 近 潤 一 |
| 委 員 | 塚 本 綏佳子 |
| 委 員 | 西 崎 豊 |

答 申 書

(第2号(環境市民部環境政策課)関係)

第1 審査会の結論

亀岡市長(以下、「実施機関」という。)が、平成22年12月10日付け寄付申出書、同日付け覚書及び平成23年1月17日付け寄付受諾書並びに平成23年9月5日付け寄付申出書、平成23年9月20日付け覚書及び同日付け寄付受諾書について、部分開示(法人等の支店長名及び営業部長名を不開示、それ以外については開示)とした決定は、妥当である。

実施機関が、JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修の過程におけるたばこ関連事業者との接触に係る文書について、文書不存在のため開示しないとした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

令和元年8月30日、審査請求人は、亀岡市情報公開条例(平成12年7月5日条例第32号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「JR 亀岡駅、馬堀駅前の喫煙設備の寄贈(覚書、寄付申入書、受領書、その他)についての過程におけるたばこ関連事業者との接触に係わる文書」、また「JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修についての過程におけるたばこ関連事業者との接触に係わる文書(寄贈モデルのカatalog、たばこ業者への支援依頼、その他)」の開示請求を行った。

令和元年9月13日、実施機関は、上記開示請求に対し、①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係わる文書(寄付申出書、寄付受諾書、覚書)のうち、法人等の印影、支店長名・営業部長名を除き開示し、②JR 馬堀駅前喫煙設備の寄贈分に係わる文書については、文書不存在のため不開示、③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分に係わる文書については、文書不存在のため不開示とする部分開示決定(以下、「本件処分」という。)を行い、同日、部分開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。

令和元年12月14日、審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が不開示とした「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名、③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」(以下、「本件不開示情報」という。)について、開示しないことと決定した部分を取り消し、開示するとの決定を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件不開示情報を不開示とする部分を取り消し、開示するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

まず、審査請求人が審査請求書で主張している「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分のうち支店長名及び営業部長名」に係わる審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- ①実施機関は開示しない理由を条例第 7 条第 2 号に該当するとしたが、ただし書きア及びイに該当するため、開示しないとした処分は不当である。
- ②WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」(以下、「ガイドライン」という。)が実施機関には適用される。
- ③ガイドラインの勧告 2.2 には「たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。」とある。
- ④JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈は「たばこを吸う方と吸わない方が共存できる社会の実現に寄与」することが目的とあり、抽象的ではあるが、たばこ規制に関する公衆衛生政策といえる。部分開示文書は、その実施過程におけるたばこ関連事業者との接触の際に作成・取得された文書である。
- ⑤したがって支店長名及び営業部長名は、ただし書き「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。また透明性を保証することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護するのであるから、ただし書き「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当する。

次に、審査請求人が審査請求書、反論書で主張している「③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」に係わる審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- ①JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分について実施機関は文書不存在とするが、2019 年 2 月 24 日付け京都新聞の記事『400 万円喫煙所に「高額すぎる」批判 市がガラス張りスペース』には『亀岡市は「寄贈モデルに屋根がなかったので、自ら整備する。JT に支援を求め、コスト削減に努める」という。』との文言があり、実施機関が受動喫煙防止を目的にたばこ関連事業者と接触を図ったことが伺える。したがって、実施機関は記録一般開示に備え接触に係る文書を管理・保有するものと考えられる。
- ②また、実施機関は、「亀岡市が整備を進める喫煙所について当該事業者と協議を行った際、亀岡市の整備の考え方と当該事業者との考え方に相違があり、協議を取り止めたことから、当該文書は存在しない。」と弁明するが、「考え方に相違があり、協議を取り止めた」のであるから、両者の整備の考え方やそれらの相違また協議を取り止めた経緯を記録した文書が存在する。

第 4 実施機関の弁明要旨

まず、実施機関の「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営

業部長名」に係わる弁明は、弁明書および口頭による陳述によれば、概ね次のとおりである。

①「JR 亀岡駅前喫煙設備寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名」を開示しないこととした理由は、条例第 7 条第 2 号の規定に基づき、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報であるためである。

②「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版>（平成 28 年 4 月発行、編集 亀岡市総務部総務課、発行 亀岡市）」において、条例第 7 条第 2 号に基づく開示をしないことができる「個人に関する情報」は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

③個人の尊厳と基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できるような情報が記載されている公文書を原則として不開示としていることから、本件の「JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名」は開示しないことができる情報に該当する。

次に、実施機関の「③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」に係わる弁明は、弁明書および口頭による陳述によれば、概ね次のとおりである。

「JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」に係る文書は、亀岡市が整備を進める喫煙所について当該事業者と協議を行った際、亀岡市の整備の考え方と相違があり、協議を取り止めたことから、該当文書は存在しない。

第 5 審査会の審議経過

当審査会は、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 3 月 13 日 諮問書の受理
- ② 令和 2 年 3 月 24 日 本件対象文書の見分及び審議
- ③ 令和 2 年 6 月 23 日 審議

第 6 審査会の判断

1 「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名」について

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

審査請求書によれば、審査請求人は、「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名」が、条例第 7 条第 2 号に該当することを前提に、条例第 7 条第 2 号ただし書きア及びイに該当する、と主張していると解される。

当審査会も、「①JR 亀岡駅前喫煙設備の寄贈分に係る法人等の支店長名及び営業部長名」は、戸籍の事項に関する情報として「特定の個人を識別することができるもの」に

該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2号ただし書き該当性について

そこで、条例第7条第2号ただし書き該当性について検討するに、審査請求人は、ガイドライン勧告 2.2 によって、「支店長名及び営業部長名」がただし書き「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張する。

しかしながら、ガイドラインは、締約国に対し、勧告を行っているものでありこれに基づいて、「支店長名及び営業部長名」が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。また、「支店長名及び営業部長名」が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するともいえない。

2 「③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」について

審査請求人は、「③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」に係る文書の存在を前提に、本件決定を取り消し、開示することの決定を求めている。これに対し、実施機関は、たばこ関連事業者との協議を行ったこと自体は認めているものの、「③JR 亀岡駅前の喫煙所の整備改修分」に係る文書を作成又は取得していない旨、主張している。

そこで、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「事前にインターネット上で喫煙所設備についての情報収集を行った上、当該たばこ関連事業者と軽微な協議は行ったものの、亀岡市の整備の考え方と相違があったため、協議はすぐ取り止めとなった。また、寄贈モデルのカタログは受領していない。」ということである。この点に関し、たばこ関連事業者から喫煙設備の寄贈を実際に受けたような状況等ではないことを踏まえれば、本件公文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、不自然不合理な点があるとまでは認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分については、冒頭に記載の結論のとおり判断した。

4 付言

実施機関は、部分開示決定通知書において、文書不存在により開示しない理由について、「②及び③は文書不存在」と記載するのみである。しかし、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定及び部分開示決定に際しては、単に請求対象文書を保有していないという事実を示すだけでなく、対象文書をそもそも作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、保存期間が経過したので廃棄した等、対象文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められるといえる。この

趣旨は、総務省行政管理局長通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等」（平成 17 年 4 月 28 日）でも示されているところであり、改善が望まれる。

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会

| | |
|-----|---------|
| 会 長 | 小野里 光 広 |
| 副会長 | 山 田 智 久 |
| 委 員 | 右 近 潤 一 |
| 委 員 | 塚 本 綏佳子 |
| 委 員 | 西 崎 豊 |

答 申 書

(第 3 号 (産業観光部商工観光課) 関係)

第 1 審査会の結論

亀岡市長 (以下、「実施機関」という。) が、「第 68 回亀岡平和祭保津川市民花火大会」に係るメールのうち、担当者の氏名を不開示とした部分開示の決定は妥当である。

実施機関が、「第 68 回亀岡平和祭保津川市民花火大会」に係るメールのうち、PR 戦略に係る文言を不開示とした部分開示の決定は妥当ではなく、この文言は開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

令和元年 8 月 30 日、審査請求人は、亀岡市情報公開条例 (平成 12 年 7 月 5 日条例第 32 号。以下「条例」という。) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、「第 67、68 回亀岡平和祭保津川市民花火大会におけるフィリップモリスジャパンの協力による喫煙所の設置についての過程におけるたばこ関連事業者との接触に係わる文書」の開示請求を行った。

令和元年 9 月 13 日、実施機関は、上記開示請求に対し、「第 67 回花火大会に係るメール」を文書不存在のため不開示、「第 68 回花火大会に係るメール」については、当該事業者の担当者氏名・メールアドレス及び PR 戦略に係る文言を除き、その他を開示する部分開示決定 (以下、「本件処分」という。) を行い、同日、部分開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。

令和元年 12 月 14 日、審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が不開示とした「第 68 回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名及び PR 戦略に係る文言」 (以下、「本件不開示情報」という。) について、開示しないことと決定した部分を取り消し、開示するとの決定を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件不開示情報を不開示とする部分を取り消し、開示するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

まず、審査請求人が審査請求書、反論書で主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

①実施機関は開示しない理由を条例第 7 条第 2 号及び 3 号に該当するとしたが、第 2

号については、ただし書きア及びイ、第 3 号についてはただし書きアに該当するため、開示しないとした処分は不当である。

②WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」(以下、「ガイドライン」という。)が実施機関には適用される。

③ガイドラインの勧告 2.2 には「たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。」とある。また、実施機関は、当該ガイドラインの原則 2 に基づき、たばこ関連事業者と交渉するときは、説明責任を果たし透明性を保つべきである。

④第 68 回亀岡平和祭保津川市民花火大会における喫煙所の設置は目的に受動喫煙防止を含み、たばこ規制に関する公衆衛生政策といえる。第 68 回花火大会に係るメールは、その策定過程における当該たばこ関連事業者等との接触の際に作成された文書である。

⑤したがって担当者氏名は、条例第 7 条第 2 号のただし書き「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。また透明性を保証することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護するのであるから、ただし書き「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当する。

⑥同様に PR 戦略に係る文言は、条例第 7 条第 3 号のただし書き「ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当する。

⑦処分庁は、「PR 戦略に係る文言」が、条例第 7 条第 3 号の規定に基づき、法人等の事業活動の自由を原則として保障するため、不開示としたものと弁明するが、「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版> (平成 28 年 4 月発行、編集 亀岡市総務部総務課、発行 亀岡市)」において、『アの「公にすることが必要と認められる情報」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって、危害(公害、薬害等)が生じ、又はおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図るため開示することが必要であると認められる情報をいう。』と解釈が示されている。

⑧日本では毎年喫煙が原因で 13 万人が死亡し、受動喫煙が原因で 1 万 5 千人が死亡しており、単純に人口比で計算すると 100 人程度が亀岡市でも喫煙・受動喫煙を原因として毎年死亡しているのであるから、その未然防止、拡大防止又は再発防止を図ることは極めて重要である。

⑨「PR 戦略に係る文言」の PR 戦略とは、当該たばこ関連事業者が製造販売する加熱式タバコについての PR 戦略であると考えられるところ、加熱式タバコの使用による健康影響は明らかにされておらず、将来死亡や疾病等の危害が生じるおそれが十分にあること、またタバコ規制枠組条約(FCTC)の COP8(第 8 回締約国会議)において 2018

年 10 月 6 日に「新型タバコを新たに始めることを防ぐ。」と議決されたことに鑑みると、「PR 戦略に係る文言」は公にすることが必要と認められる情報であり、これを不開示とした処分庁の決定は不当である。

第 4 実施機関の弁明要旨

まず、実施機関の「第 68 回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」に係わる弁明は、弁明書および口頭による陳述によれば、概ね次のとおりである。

①「第 68 回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」を開示しないこととした理由は、条例第 7 条第 2 号の規定に基づき、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報であるためである。

②「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版>（平成 28 年 4 月発行）」において、条例第 7 条第 2 号に基づく開示をしないことができる「個人に関する情報」は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

③個人の尊厳と基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できるような情報が記載されている公文書を原則として不開示としていることから、本件の「第 68 回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」は開示しないことができる情報に該当する。

次に、実施機関の「第 68 回花火大会に係るメールのうち、PR 戦略に係る文言」に係わる弁明は、弁明書および口頭による陳述によれば、概ね次のとおりである。

①「第 68 回花火大会に係るメールのうち、PR 戦略に係る文言」を開示しないこととした理由は、条例第 7 条第 3 号の規定に基づき、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの」に該当するためである。

②「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版>（平成 28 年 4 月発行）」において、条例第 7 条第 3 号の規定に基づく開示をしないことができる「当該事業に関する情報」は、営利を目的とすると否とを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に関する一切の情報を言い「正当な利益を害するおそれがあるもの」として、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理などの情報で、公にすることにより、法人等の事業活動などが損なわれると認められるもの及び法人等の名誉が侵害され、または社会的信用もしくは社会的評価が低下するものをいう。

③本件では、同号の規定に基づき、法人等の事業活動の自由を原則として保障するため、当該事業に関する情報が記録されている「PR 戦略に係る文言」を不開示としたもので

ある。

第5 審査会の審議経過

当審査会は、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月13日 諮問書の受理
- ② 令和2年3月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ③ 令和2年6月23日 審議

第6 審査会の判断

1 「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」について

(1) 条例第7条第2号該当性について

審査請求書によれば、審査請求人は、「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」が、条例第7条第2号に該当することを前提に、条例第7条第2号ただし書きア及びイに該当する、と主張していると解される。

当審査会も「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」は、戸籍的事項に関する情報として「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2号ただし書き該当性について

そこで、条例第7条第2号ただし書き該当性について検討するに、審査請求人は、ガイドラインの原則2及び勧告2.2によって、「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」がただし書き「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張する。

しかしながら、ガイドラインは、締約国に対し、勧告を行っているものでありこれに基づいて、「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。また、「第68回花火大会に係るメールのうち、担当者氏名」が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するともいえない。

2 「第68回花火大会に係るメールのうち、PR戦略に係る文言」について

審査請求書によれば、審査請求人は、「第68回花火大会に係るメールのうち、PR戦略に係る文言」が、条例第7条第3号に該当することを前提に、条例第7条第3号ただし書きアに該当する、と主張していると解される。

しかるに、「第68回亀岡平和祭保津川市民花火大会」に係る当該たばこ関連事業者により、プレスリリース『第68回 亀岡平和祭保津川市民花火大会「たばこの煙のない花火大会」を開催～原則紙巻たばこを禁煙とし、加熱式たばこ専用喫煙スペースを展開

～（2019年8月9日）』が公表されており、インターネット上で誰でも閲覧可能である。プレスリリースの内容は、不開示とされたPR戦略に係る文言とはほぼ同一である。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「当該プレスリリースについては承知しているが、これは、「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引<改訂版>（平成28年4月発行）」における、条例第7条第3号の規定において「法人等の活動利益を害するおそれのない情報」とされる「PR等の目的で法人等が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報」には当たらないと判断し、不開示とした」とのことである。

しかし、当該プレスリリースは、その表題が示すように「第68回亀岡平和祭保津川市民花火大会」に限定した当該たばこ関連事業者の正にPR戦略そのものであって、その内容が公知のものとなっていると認められるから、「第68回花火大会に係るメールのうち、PR戦略に係る文言」の開示により、当該法人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害するとまでは認められない。

以上によれば、実施機関の主張は採用することはできず、「第68回花火大会に係るメールのうち、PR戦略に係る文言」は、条例第7条第3号に該当すると認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分については、冒頭に記載の結論のとおり判断した。

4 付言

実施機関は、部分開示決定通知書において、「第67回花火大会に係るメール」について開示しない理由について、「文書不存在」と記載するのみである。しかし、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定及び部分開示決定に際しては、単に請求対象文書を保有していないという事実を示すだけでなく、対象文書をそもそも作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、保存期間が経過したので廃棄した等、対象文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められるといえる。この趣旨は、総務省行政管理局長通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等」（平成17年4月28日）でも示されているところであり、改善が望まれる。

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会

| | |
|-----|---------|
| 会 長 | 小野里 光 広 |
| 副会長 | 山 田 智 久 |
| 委 員 | 右 近 潤 一 |
| 委 員 | 塚 本 綏佳子 |
| 委 員 | 西 崎 豊 |